

令和5年度校則（令和5年4月1日時点）

本校では生徒会を通じて、生徒が主体的に関わって校則の見直しを進めています。

服装

1. 本校規定のブレザー型紺上着、グレーズボン、グレースカート（またはキュロット）を着用する。
2. 本校が定めた通学服を加工し変形したり、特別なものを着用したりしてはいけない。
(カッターシャツを出したり、第二ボタン以下をはずしたり、靴のかかとを踏むなどだらしない着こなしをしないこと。)
 - ア) 気候不順の時は特別に指示する。
 - イ) ブレザーの下にはアンダーシャツの色が透けない、また、襟元からアンダーシャツが見えないものを着用する。ブレザー、セーターとベストについては通年で使用を認める。ただし、ブレザーを着用せずにセーターやベストのままで登校しない。
 - ウ) 防寒用にセーター、ベストをブレザーの下に着用する場合は、本校指定の型、もしくは黒、紺色のものを着用する。カーディガンは不可とする。タイツは防寒着とし、黒、薄橙色のみ着用可とする。柄や織り柄が入っておらず、肌が透けない程度のものとする。
 - エ) スカートの長さは、ひざ全体がかくれる程度とする。
 - オ) ズボンを着用する際は、ベルトを着用すること。（サスペンダーの着用はいけない。）華美にならないものとする。
 - カ) 通学服は運動靴（体育の授業に支障がないもの、下足箱に入るもの、ただし、ハイカットの靴は認めない）をはく。上履き（本校指定のもの）ではグラウンド及び土の部分でない。
 - キ) 靴下は黒、紺、グレー、白、ベージュとする。柄についてはワンポイント程度の落ち着いた華美でないものとする。レギンスとニーハイは華美でなく正しく着こなしている場合に限り認める。
 - ク) 防寒着を許可された期間には登下校時のみ防寒着を着用してもよい。ただし、防寒着は中学生らしいものをブレザーの上から着ること。華美・高値のものはさける。
 - ケ) マフラー、ネックウォーマー、手袋、帽子などは校舎内では着用しない。
 - コ) 頭髪は清潔な中学生らしい髪型であること。（整髪料、パーマ、染毛、脱色、カール、そりこみ、眉そりなど手を加えないこと。）なお長髪は、授業に支障がないようにする。束ねる場合、ゴムの色は華美にならないものとする。髪止めピンは飾りのないものとする。（色はゴムと同じ）ゴムで太いもの（シュシュなど）は禁止。
 - サ) ネックレス、指輪、ブレスレット、ピアス、その他装飾品を身に着けてはいけない。
 - シ) マニキュア、口紅などを含む化粧をしてはいけない。